


# 高等学校等就学支援金・授業料軽減補助制度

私立高等学校の生徒については、高等学校等就学支援金として、全員に授業料について年118,800円が助成されます。

授業料軽減補助制度について、国と県を合わせた制度は次のとおりとなっています。(国：高等学校等就学支援金制度、県：授業料軽減補助制度)

なお、国の就学支援金制度において、所得に応じて加算支給される加算額については  の部分となります。

## 1. 補助単価(年額)

(単位：円)

階層別の所得基準	補助金額	
生活保護世帯	県加算	120,000
	国	(加算額) 118,800
		(基礎額) 118,800
	合計	357,600
年収2,500千円未満程度	県加算	70,000
	国	(加算額) 118,800
		(基礎額) 118,800
	合計	307,600
年収3,500千円未満程度	県加算	50,000
	国	(加算額) 59,400
		(基礎額) 118,800
	合計	228,200
年収5,700千円未満程度	県加算額	30,000
	国基礎額	118,800
	合計	148,800

本校の場合は、97,200円が上限

本校の場合は、334,800円が上限

## 2. 支給時期等について

国の就学支援金(基礎分と加算分のいずれも)は、生徒本人(保護者)ではなく学校に振り込まれます。年4回(四半期毎)の予定です。(第1期：4～6月、第2期：7月～9月、第3期：10月～12月、第4期：1月～3月)なお、県加算分は、年1回、12月～1月頃に交付される予定です(学校に振り込まれます)。

## 3. 加算支給に関する届出の手続について

上記1の表中の所得基準は、モデルケースによる目安であり、具体的な所得の判定は、**市町村民税の所得割額**で行います。

加算支給に関する届出をされる方は、「高等学校等就学支援金の加算支給に関する届出書」に、以下の書類を添えて、所定の期日までに学校事務室(担任)に提出して下さい。

所得基準	判定基準	添付書類
生活保護世帯	生活保護を受給していること	生活保護受給者証明書(原本)
年収2,500千円未満程度	市町村民税の所得割額が <b>非課税</b> (保護者全員の合算)	第1期(4月～6月)分の加算を申請する場合、 平成21年度の市町村民税の所得割額(20年の所得)がわかる書類(課税証明書(原本)、市町村民税特別徴収税額通知書(写)等)
		第2期以降(7月～)分の加算を申請する場合、 平成22年度の市町村民税の所得割額(21年の所得)がわかる書類(課税証明書(原本)、市町村民税特別徴収税額通知書(写)等)
年収3,500千円未満程度	市町村民税の所得割額が <b>18,900円未満(18,800円以下)</b> (保護者全員の合算)	平成22年度は、課税証明書等を2回提出いただくこととなります。
年収5,700千円未満程度	兵庫県単独事業の対象(3万円加算)となります。 県の軽減補助金は、12月～1月頃に交付される予定です。6月頃に申請書を配布する予定です。市町村民税の所得割額の基準については、申請書配布時にお知らせします。	

所得の確認は、保護者全員の合計額で行いますが、保護者のうちの片方が配偶者控除を受けている場合は、原則として非課税証明の提出は不要です。(ただし、控除対象扶養者であって、収入が100万円を超える場合には、市町村民税所得割額が課されることとなるため、所得を証明する書類の提出は必要です。)

保護者以外の家族の所得は合算しません。